令和4年度 年末年始の交通安全県民運動 運動重点と推進項目

重点1 歩行者の安全確保

○運転者の歩行者等への保護意識の向上

- 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり 合い」の気持ちを持って通行する交通マナーの呼び掛け
- 横断歩道等に歩行者等がいないことが明らかな場合を除き、直前で 停止可能な速度で進行する義務と、横断歩道等における歩行者等優 先義務の遵守による歩行者等の保護の徹底
- 運転者に対し、歩行者等の保護意識の徹底を始めとした、交通安全 意識を深め安全運転を実践させるための交通安全教育や広報啓発の推進
- 運転中のスマートフォン等の使用等の危険性についての広報啓発の 推進

〇歩行者の交通ルール遵守の徹底

- 歩行者に対し、横断歩道を渡ることや信号に従うこと等の基本的な交通ルールの周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、 運転者に対して手を上げるなど横断する意思を明確に伝え、安全を 確認してから横断を始めること、横断中も周りに気を付けること等 の広報啓発の推進
- 歩行中児童の交通事故の特徴(飛び出しによる事故件数が多いなど)等を踏まえた児童に対する交通安全教育等の推進
- 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における 保護者や教育関係者からの幼児・児童への教育の推進

〇歩行者の安全確保

- 通学路、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等に おける見守り活動等の推進
- 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路対策の推進





重点2 高齢者の交通事故防止

- 高齢運転者に対する加齢等に伴う認知機能の低下や、身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を踏まえた交通安全教育及び広報啓発の推進
- 高齢歩行者の死亡事故の特徴(65歳未満と比較して横断中が多いなど)を踏まえ、高齢者自身が加齢に伴って生ずる身体機能の変化を理解し、安全な交通行動を実践するための広報啓発の推進
- 高齢の歩行者、電動車椅子利用者、自転車利用者等に対する街頭で の交通安全指導や世帯訪問活動等を通じた交通安全教育の推進
- 高齢者に対する交通安全教室や参加、体験、実践型の交通安全教育等の推進による交通ルール及び交通マナーの理解向上と安全行動の 促進
- 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発と、サポートカー限定免許制度についての広報啓発 の推進
- 身体機能の変化等により安全な運転に不安のある運転者等に対する 安全運転相談窓口や安全運転相談ダイヤル(#8080:シャープハレ バレ)の積極的な周知及び利用促進と、運転免許証の自主返納制度 及び自主返納者に対する優遇制度の広報啓発による自主返納の促進





重点3 自転車の安全利用と交通ルール遵守の徹底

〇自転車の交通ルール遵守と交通マナー実践の徹底

- 「自転車安全利用五則」の周知活動の強化と遵守の徹底
- 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、二人乗り、並進、飲酒運転、夜間の無灯火走行の禁止等、交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底
- イヤホンやスマートフォン等使用時、傘差し等の片手運転の危険性の周知と指導の徹底
- 自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者 等に対する交通安全対策の働き掛けや自転車配達員に対する街頭に おける指導啓発等の推進

〇自転車利用時の安全確保

- 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の徹底に向けた広報啓発の推進と、二輪車の特性の周知やヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用による被害軽減効果に関する広報啓発の推進
- 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用及び幼児二人 同乗用自転車の乗車・降車時における転倒等の具体的な危険性の周 知や安全利用に関する広報啓発の推進
- 夕暮れ時の早めの灯火点灯と反射材用品等の取付促進による自転車 の被視認性の向上
- 香川県自転車の安全利用に関する条例において定められた、自転車 損害賠償責任保険等への加入義務や自転車の安全を確保するための 定期的な点検整備義務の周知徹底
- 用水路等への転落防止のための注意喚起と広報啓発の推進







重点4 夕暮れ時・夜間の交通事故防止と飲酒運転の根絶

〇夕暮れ時と夜間の交通事故防止

- 夕暮れ時と夜間における死亡事故の特徴(日没後1時間の横断中歩 行者の死亡事故が多いなど)を踏まえた交通安全教育等の実施
- 夜間における反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な 着用の促進
- 夕暮れ時(日没前)における自動車・自転車の早めのライト点灯の 励行
- 夜間の対向車や先行車がいない状況におけるハイビームの活用
- 自動車運送業を始め事業者による従業員への夕暮れ時と夜間の運転時の注意喚起

〇飲酒運転の根絶

- 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶への取組を推進し、「飲酒運転を絶対にしない、させない」という社会環境の醸成
- 運転者の点呼時におけるアルコール検知器の使用促進や、業務に使用する自動車の使用者等の義務に関する指導の徹底





重点5 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用と チャイルドシートの正しい使用の徹底

- 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知徹底及びその必要性・効果に関する理解の促進
- シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシート本体の確実な取付 方法及びハーネス(肩ベルト)の締付け方等、正しい使用方法について の広報啓発の推進

